

# 対話でわかる！民法改正のポイント

債権関係



弁護士 小島 幸保

## 第5回 ■ 「瑕疵」から「契約不適合」へ

**弁護士** ●民法改正により、「瑕疵（かし）」という表現がなくなります。

**社 長** ●「瑕疵担保責任」がなくなるのですか？

**弁護士** ●責任が一切なくなるわけではなく、「瑕疵」という言葉に代えて、「契約の内容に適合しないもの」という言葉が登場します。

**社 長** ●それは瑕疵とは意味が違うのですか？

**弁護士** ●基本的には同じですね。今までは、どのような場合に「瑕疵あり」とされるのかが分かりづらかったのですが、改正法では「当事者が合意した内容に合致しないものについて責任を負う」ということになり、その基準がより明確になると考えられます。今回の改正は、一般の人にも分かりやすくするという目的もあり、その代表例と言えるのではないのでしょうか。

**社 長** ●責任の内容は変わりますか？

**弁護士** ●例えば、売買契約に基づいて「契約の内容に適合しない」不良品などを引き渡すと、それは不完全履行です。この場合、①買主は完全な履行を求めることが可能となり、具体的には修理や代品の引渡しなどを請求できます。また、②買主から代金の減額を請求する権利も認められました。

**社 長** ●それは買主にとって有利なのですか？

**弁護士** ●はい。現行民法で代金減額請求が認められるのは、数量不足のときだけです。しかし、契約に適合しないときに、買主が他社にその不具合の修理や修正を依頼する場合もあるでしょう。その場合は、修理などにかかった費用分を減額請求することが考えられます。

**社 長** ●その権利はいつまで行使できるのでしょうか？

**弁護士** ●現行民法では、売買契約の担保責任を追及する場合、事実を知った時から1年以内に行使しなければならぬとされていましたが、「1年以内に行使」から「不適合を知った時から1年以内に売主に通知する」と改正され、期間制限が少し緩やかになりました。なお、商人間の売買には検査通知義務があり、受け取った時に瑕疵を発見できたにもかかわらず直ちに通知しなければ、不適合責任を追及できませんので、注意が必要

です。

**社 長** ●確か、「瑕疵担保責任」は請負契約にもあったのでは？

**弁護士** ●はい。改正法では請負契約も大きく変わります。請負契約でも「瑕疵」担保という表現がなくなりました。現行の瑕疵担保責任は「引渡しから1年以内の請求」が要件となっていますが、改正後は「不適合を知った時から1年以内に通知」することとされます。

**社 長** ●当社は、発注する場合も受注する場合もあるので、有利にも不利にもなるわけですね。

**弁護士** ●当事者間の契約によって期間を短く合意することもできますので、契約書を作る段階で吟味する必要があるでしょうね。

**社 長** ●それ以外にも変わる点がありますか？

**弁護士** ●請負契約には仕事完成義務があり、仕事を完成させない以上、報酬を請求できないのが原則です。プロジェクトなどがやむを得ず頓挫して、契約が解除された場合にどのように扱うかは定めがありませんでしたが、今回の改正では、注文者に帰責性のない事由による仕事の完成不能や、完成前の解除の場合でも、すでに行った仕事が可分、つまり、仕事を分けて捉えることができ、かつ、それを注文者に引き渡すことによって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなし、請負人はそれに応じた報酬を請求できるとされました。

**社 長** ●確かに、注文者が別の業者に依頼したりして完成させることができるのなら、注文者には利益があるから、途中まで仕事をした業者にも報酬を支払うべきですね。

「瑕疵担保責任」から、「契約不適合責任」へ

契約書の前文や「目的」を定める条項の中に、  
契約に至った経緯などを盛り込むことも検討しましょう！